

秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案について

環境管理課

1 改正理由

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）の施行による法対象事業に係る環境影響評価制度の見直しに鑑み、事業者に対し環境影響評価方法書等のインターネットの利用その他の方法による公表を義務付ける等の必要がある。

2 改正内容

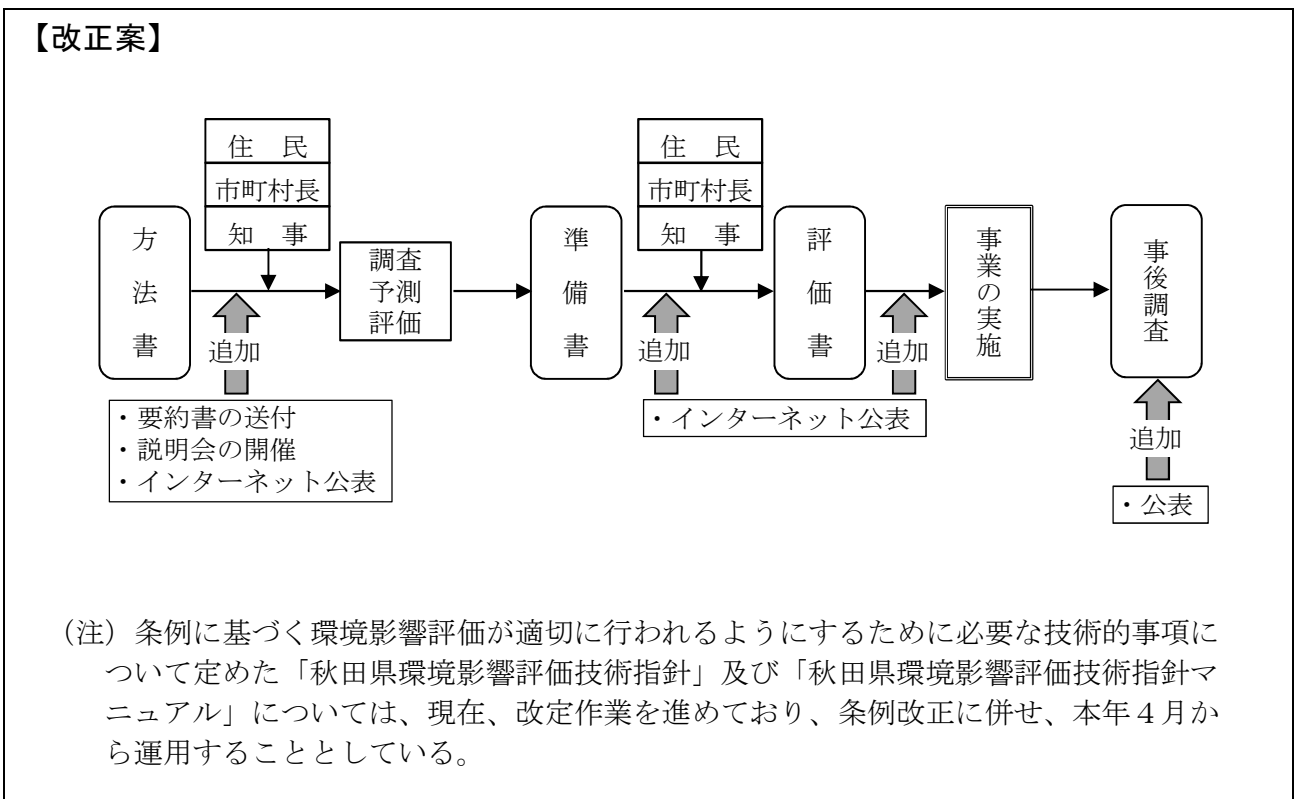
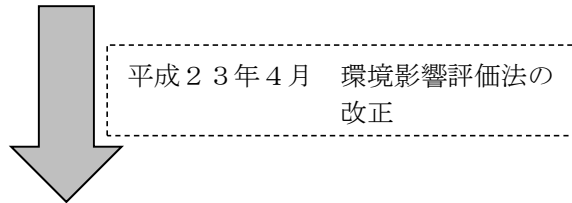
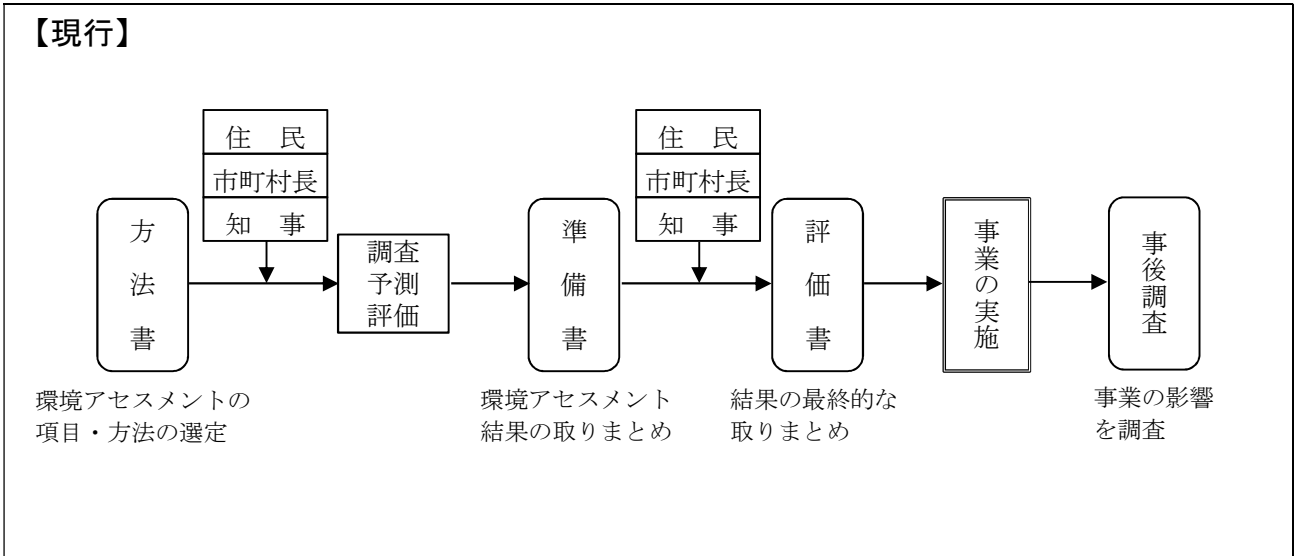
- (1) 事業者は、知事及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないこととする。（第6条関係）
- (2) 事業者は、方法書を作成したときは、方法書及び方法書を要約した書類を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。環境影響評価準備書及び環境影響評価書においてもこれと同様とすることとする。（第7条、第15条及び第23条関係）
- (3) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととし、当該説明会の開催等に係る規定を整備することとする。（第7条の2関係）
- (4) 対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をしている者又はその委託をした者）は、事後調査を行ったときは、その結果を記載した報告書を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。（第32条関係）
- (5) 秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができることとする。（第49条関係）
- (6) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

【参考】

◎ 条例の一部改正案による新旧対照フロー図



新	旧
<p>(方法書の送付)</p> <p>第六条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならぬ。</p> <p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、</p> <p>公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条の地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条の地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならぬ。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方</p>	<p>(方法書の送付)</p> <p>第六条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書</p> <p>を送付しなければならぬ。</p> <p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条の地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならぬ。</p>

法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告するとともに、知事及び第六条の市町村長に通知しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、知事及び第六条の市町村長に対し、その状況を報告しなければならない。

5 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

6 事業者は、前項の規定により方法書説明会を開催しない場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

(準備書の送付等)

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行つた環境影響評価の結果に鑑み)第六条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

(準備書の送付等)

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行つた環境影響評価の結果に鑑み)第六条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関

「係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条)において「要約書」という。)を送付しなければならない。

2 略

(準備書についての公告及び縦覧)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、

公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第七項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「第六条」とあるのは「第十四条第一項」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第十六条第二項において準用する前項」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び同条第二項にお

「係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十六条第五項において「要約書」という。)を送付しなければならない。

2 略

(準備書についての公告及び縦覧)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

ならない。

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告するとともに、知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

いて準用する第二項から第六項まで」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告及び縦覧)
第二十三条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、
公告の日から起算して一月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(事後調査の実施等)
第三十二条 略

2 対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者は、前項の規定による事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところ

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。
4 事業者は、説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長に対し、その状況を報告しなければならない。

5 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

6 事業者は、前項の規定により説明会を開催しない場合には、規則で定めるところにより、その旨及び準備書の記載事項の周知のために講じた措置を知事に報告しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(評価書についての公告及び縦覧)
第二十三条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ

ならない。

(事後調査の実施等)
第三十二条 略

2 対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者は、前項の規定による事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところ

3 略

により、その結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 略

（事業者の協力）

第三十四条 都市計画法第十五条第一項の県又は市町村等（以下「都市計画決定権者」という。）は、事業者に対し、前条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

（法の対象事業に係る手続）

第三十五条 第十条第三項及び第五項、第十九条第三項及び第五項、第二十条、第三十一条、第三十二条、第四十三条並びに第四十四条（第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、法第二条第四項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略	略	第三十一条	略	略
略	略	略	略	対象事業を実施している者	略	略
略	略	略	略	法対象事業を 実施している者（委託に係る法対象事業にあつては、その委託をしている者。以下同じ。）	略	略

3 略

により、その結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

2 略

（事業者の協力）

第三十四条 都市計画法第十五条第一項の県又は市町村等（以下「都市計画決定権者」という。）は、事業者に対し、前条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

（法の対象事業に係る手続）

第三十五条 第十条第三項及び第五項、第十九条第三項及び第五項、第二十条、第三十一条、第三十二条、第四十三条並びに第四十四条（第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、法第二条第四項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略	略	第三十一条	略	略
略	略	略	略	対象事業を実施している者	略	略
略	略	略	略	法対象事業者を実施している者（委託に係る法対象事業にあつては、その委託をしている者。以下同じ。）	略	略

(県等との連絡)

第四十五条 事業者及び都市計画決定権者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときは協力を求めることができる。

(規則の制定等とその経過措置)

第四十九条 略

2 前項に定めるもののほか、この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(県等との連絡)

第四十五条 事業者及び都市計画決定権者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会^{の開催}について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときは協力を求めることができる。

(規則の制定等とその経過措置)

第四十九条 略